台湾特許制度の紹介及び実務の傾向と対策

台湾国際専利法律事務所
范廣靖

台湾特許庁における特許、意匠出願の審査フロー

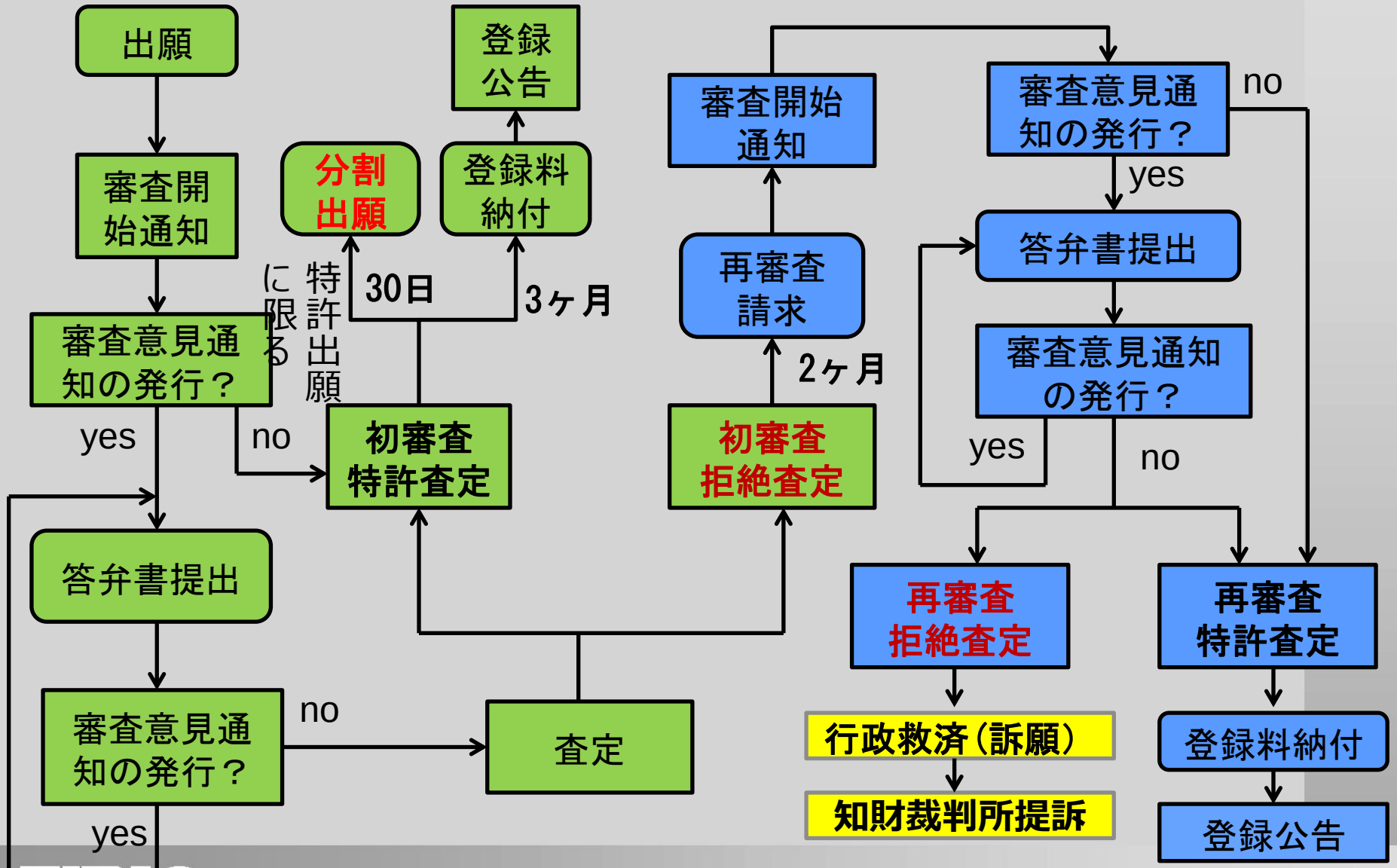

--→初審査　---→ 再審査

● 出願に必要な書類

特許出願、実用新案 ⇨ 明細書、図面、クレーム
優先権証明書（又はDASアクセスコード）
委任状

意匠出願 ⇨ 六面図、**斜視図**
優先権証明書
委任状

● 実体審査の有無

特許出願 ⇨ **出願人の請求により実体審査を行う。**
出願日より3年以内に審査請求が必要。

実用新案出願 ⇨ **実体審査を行わない。**
形式審査のみ。

意匠出願 ⇨ **実体審査を行う。**
出願人から審査請求を申し出る必要がない。

外国語明細書による出願

- 外国語明細書にて出願し、出願日及び優先日を先に確保し、出願後中国語翻訳文を提出することは可能である。
- 外国語明細書にて出願した日を出願日と認定される。
- 中国語翻訳文の提出期限
  - 出願日より４ヶ月、延期申請により更に２ヶ月、計出願日より６ヶ月
- 中国語翻訳文の内容は出願日を取得した外国語明細書の範囲を超えてはいけない。

外国語明細書での出願の言語制限

◆ 外国語明細書の言語制限

■旧法 ➡ 外国語明細書の言語制限がない

■ 2013年改正法 ➡ 外国語明細書の言語制限がある

➢認可の言語 ➡ 9種類の言語

英語、日本語、韓国語、フランス語、ドイツ語
ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、
アラビア語。

◆ 中国語簡体字明細書による出願は可能か？

■ 出願可能。

■ 出願後、中国語繁体字明細書の提出は必要。

➢ 中国語繁体字明細書提出期限：最長６ヶ月

出願後外国語明細書に対する補正

■外国語明細書で出願した後、外国語明細書の補正は不可

■出願後外国語明細書に対する補正を行う場合、出願日は補正を行った日に繰り下げられる ⇨ 補正は優先権主張期限後行った場合、優先権主張は無効となる

■対策

- ➢優先権主張の出願期限以前の場合
  - 補正版の外国語明細書を再提出する
  - 出願日は再提出日に繰り下げられ、優先権主張は依然有効
- ➢優先権主張の出願期限後の場合
  - 外国語明細書に対する補正を行わず
  - 中国語翻訳文は出願時に提出した外国語明細書内容のまま翻訳して提出し、提出後、中国語翻訳文に対して補正を行う。

出願人による自発補正

■補正可能の時期

●初審査の段階において

- 出願から１回目の審査意見通知書が発行される前まで
- 審査意見通知書を受けた後、答弁期限内のみが補正可能

●再審査の段階において

- 再審査請求してから1回目の審査意見通知書が発行される前まで
- 審査意見通知書を受けた後、答弁期限内のみが補正可能

■補正可能な範囲

●最後の審査意見通知を受けていない時の補正

- 出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面の範囲を超えてはいけない。

●最後の審査意見通知書を受けた後の補正

- 明細書、図面に対する補正は出願時の範囲を超えてはいけない。
- 特許請求の範囲に対する補正が制限される。次の四つの状況に限って補正が認められる。
  - 請求項の削除
  - 特許請求の範囲の減縮
  - 誤記の訂正
  - 不明瞭箇所の釈明
- 初審査の段階において最後の審査意見通知を受けた後に拒絶査定されて再審査を請求した場合、特許請求の範囲の補正は依然として制限される。

拒絶理由通知

拒絶理由通知の種類：（1）審査意見通知と
（2）最後の審査意見通知と　　の2種類

- **審査意見通知**
  - 拒絶理由を発見した場合、まず審査意見通知書を発行する。
  - 拒絶査定を下す前に必ず拒絶理由を審査意見通知書に記載して出願人に通知する。

- **最後の審査意見通知**
  - 審査意見通知を受けて補正を行った後、既に拒絶理由を全部解消したが、補正によって新たな拒絶理由が発生した場合、これ以上請求範囲を大きく変更すると審査遅延をもたらすこととなり、請求範囲の補正を制限する必要があるとき、最後の審査意見通知書を発行することができる。

● 最後の審査意見通知の発行具体例

＜具体例1＞

新規性、進歩性欠如の拒絶理由を出した後、特許請求の範囲の補正により全ての拒絶理由が克服されたが、補正の請求項又は追加の請求項について審査官が引例の検索を行って新たな引例を発見し、この新しい引例により新規性、進歩性欠如の拒絶理由を通知するとき、最後の審査意見通知を発行できる。

＜具体例2＞

補正によって全ての拒絶理由が克服されたが、補正により新規事項が導入され、又は補正により記載不備を生じ、発明の単一性を満たさない拒絶理由を通知するとき、最後の審査意見通知を発行できる。

＜具体例3＞

一部の請求項は新規性、進歩性欠如で拒絶し、それ以外の請求項は発明の単一性を満たさない理由で先行技術を検索せずに拒絶したが、補正により新規性、進歩性欠如の請求項が削除され、残った請求項について新たな引例を見つけて新規性、進歩性などの特許要件を満たさないとき、最後の審査意見通知を発行できる。

＜具体例4＞

新規性、進歩性欠如の審査意見通知を出願人に通知したが、誤記、誤字又は句読点の間違いなどの軽微な記載不備を発見せず、この記載不備のことを通知しなかったとき、出願人は補正により全ての拒絶理由を克服したが、前記の記載不備が依然して残っている場合、最後の審査意見通知を発行できる。

- 最後の審査意見通知の発行の現状

2016年発行の審査意見通知の数	56,475件
一回目の審査意見通知	49,930件
二回目以上の審査意見通知	6,545件
最後の審査意見通知の数	84件

弊所における2016年の特許査定と拒絶査定の案件の内、最後の審査意見通知を受けた案件の割合　0.15%

誤訳訂正

- 外国語明細書による出願の場合 ➡ 外国語明細書を根拠として誤訳訂正を行うことが可能。
- 出願時の提出した外国語明細書の範囲を超えてはいけない。
- 中国語明細書による出願の場合 ➡ 誤訳訂正の根拠がなく、その訂正は出願時提出した中国語明細書の範囲を超えてはいけない。

新規性喪失の例外規定

●改正法は2017年5月1日より施行
●改正法により適用対象が拡大された

旧法

適用対象

1. 実験による公開
2. 政府主催、政府認可の展覧会への出品による公開
3. 刊行物による公開
4. 出願人の意に反した公開

改正法

適用対象

1. 出願人の意による公開
2. 出願人の意に反する公開

➢特許物品の販売による公開

旧　法 ⟹ 適用不可

改正法 ⟹ 適用可

➢政府主催又は政府認可でない展覧会への出品による公開

旧　法 ⟹ 適用不可

改正法 ⟹ 適用可

●猶予期間が長くなった：

旧　法：特許、実案、意匠 ⟹ 6ヶ月

改正法：特許出願、実用新案出願 ⟹ 12ヶ月

意匠出願 ⟹ 6ヶ月

●出願時の手続きが緩和された

旧　法 ⟹ 出願時における願書への記載、証明書類の提出が共に必要

改正法 ⟹ 出願時における願書への記載、証明書類の提出が共に不要

●適用対象外の公開：

特許公報、実用新案公報、意匠公報

新規性喪失例外規定の適用と優先権主張

特許用出願、実用新案出願の場合

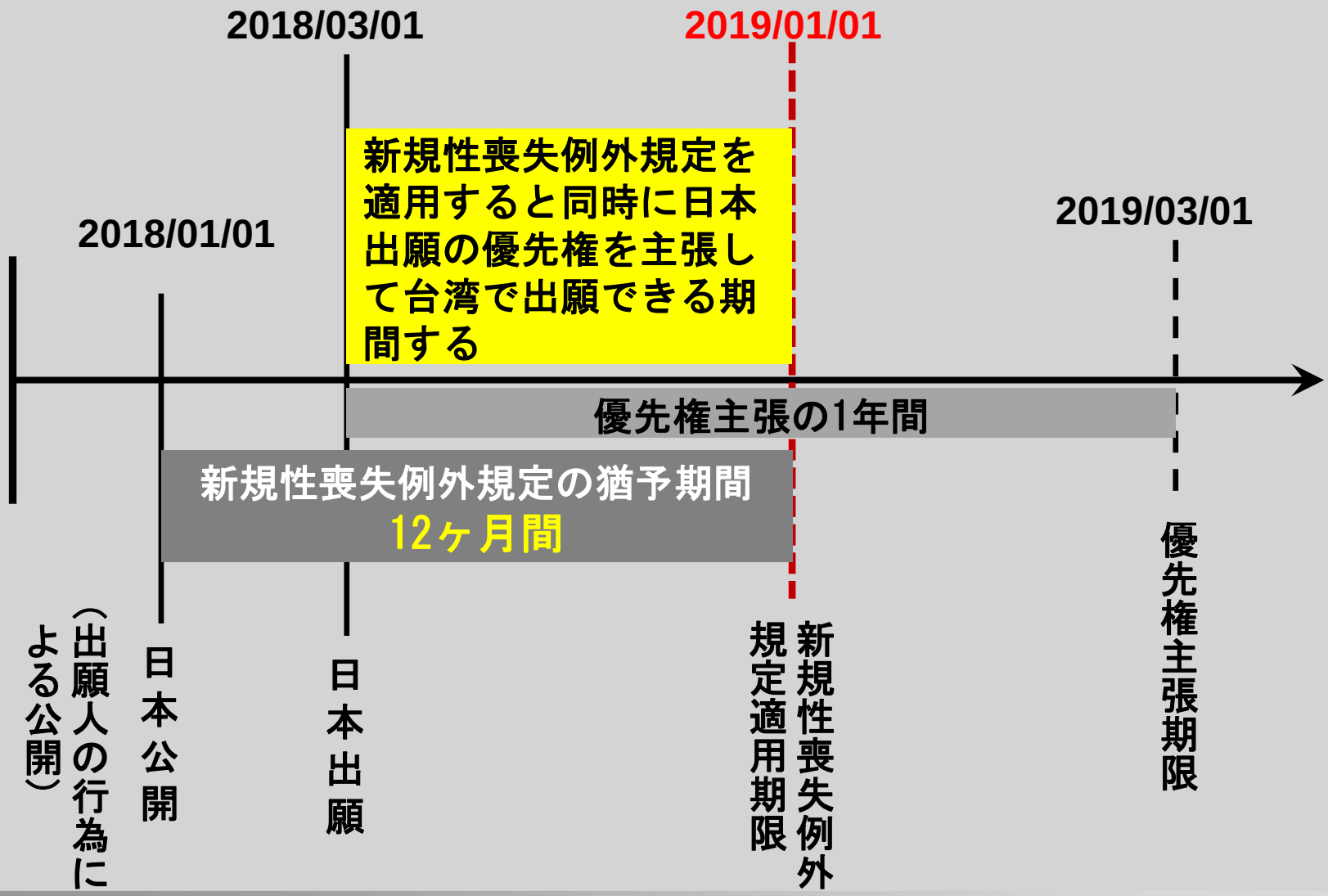

特許手続き上の微生物の寄託規定

■微生物はその発明に属する技術分野における通常知識を有するものが容易に入手できない場合 ➡ 寄託が必要

■出願前に台湾寄託機関に寄託が必要

■出願前に台湾特許庁認可の外国寄託機関に寄託された場合、出願後の台湾寄託機関への寄託が可

■出願願書に寄託情報記載は不要

■寄託証明書類の提出

- ●台湾寄託機関発行の寄託証明書
  - ➢生存試験は肯定 ➡ 寄託証明書が発行
- ●出願後台湾寄託機関に寄託 ➡（1）と（2）の両方が必要
  - （1）台湾寄託機関発行の寄託証明書
  - （2）外国寄託機関発行の寄託証明書

■寄託証明書の提出期限

- ●優先権主張有：最先の優先日より16ヶ月
- ●優先権主張無：出願日より4ヶ月

■台湾と相互承認の国に寄託の場合 ➡ 台湾に寄託不要

- **●台湾と相互承認の国 ➡ 日本**

日本と台湾の間の特許手続き上の微生物寄託における相互承認

発効日：2015年6月18日
適用対象：2015年6月18日からの新規特許出願

発効前の手続き：
日本の国際寄託機関に寄託有り
⇨ 台湾で出願する時に台湾での寄託は必要

発効後の手続き：
日本の国際寄託機関に寄託有り
⇨ **●台湾で出願する時に台湾での寄託は不要**
●日本の寄託証明書のみを提出すればよい。
寄託証明書：受託証

日本の国際寄託機関

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が運営している二つのセンター：

●特許微生物寄託センター（NPMD）

●NITE特許生物寄託センター（NITE-IPOD）

台湾の寄託機関

●財団法人食品工業発展研究所（FIRDI）

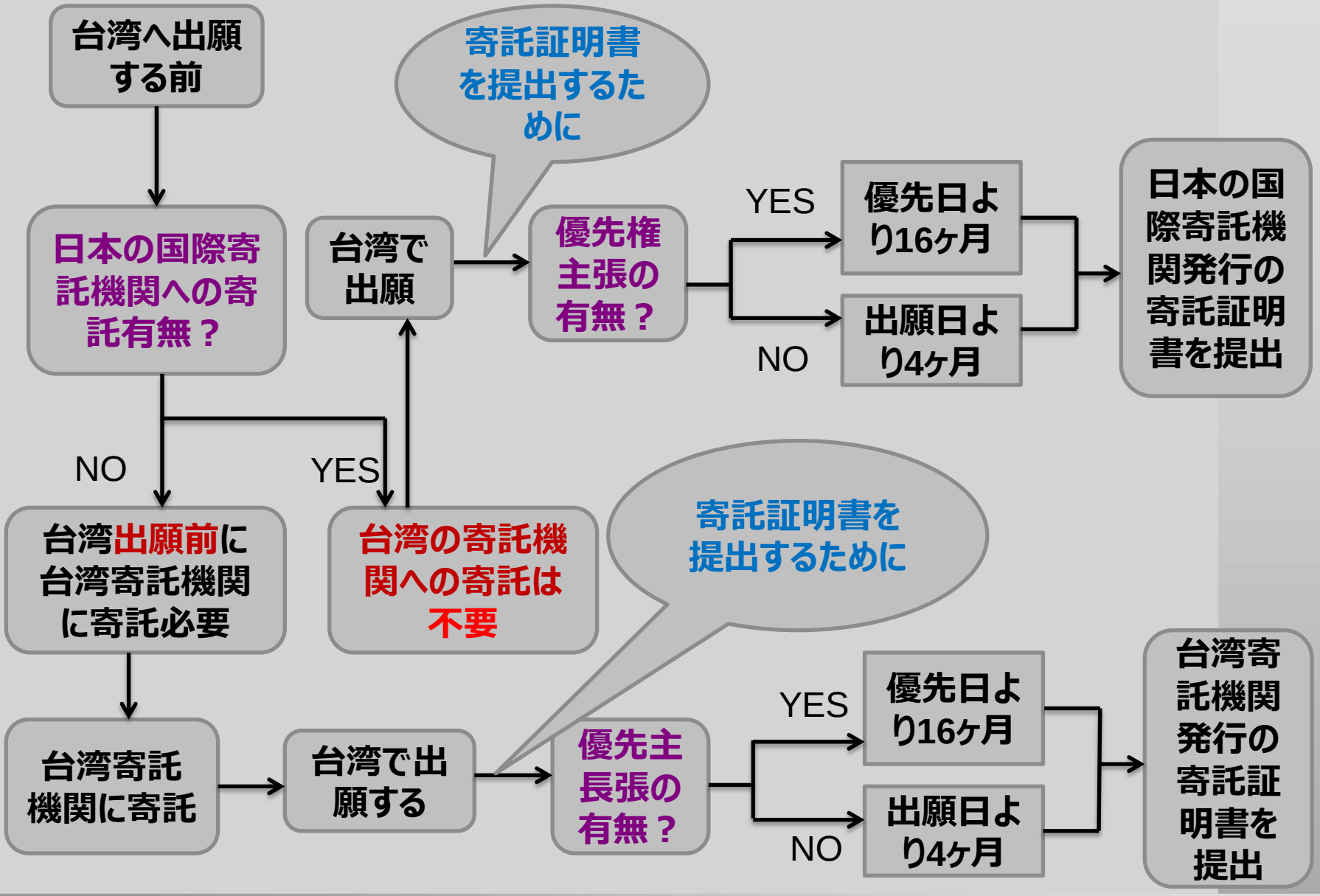
台湾へ出願する前
日本の国際寄託機関への寄託有無？
NO
YES
台湾出願前に台湾寄託機関に寄託必要
台湾の寄託機関への寄託は不要
台湾寄託機関に寄託
台湾で出願する
台湾で出願
寄託証明書を提出するために
優先権主張の有無？
YES
NO
優先日より16ヶ月
出願日より4ヶ月
日本の国際寄託機関発行の寄託証明書を提出
寄託証明書を提出するために
優先主長張の有無？
YES
NO
優先日より16ヶ月
出願日より4ヶ月
台湾寄託機関発行の寄託証明書を提出

二重出願制度

■二重出願：同一出願人が同一発明を特許出願と実用新案出願の両方に同日に出願すること

■2013年6月13日改正法の第32条

■2013年6月13日改正法の施行前

- ●特許と実用新案のいずれか一方のみを選択すること。
- ●特許権を選択した場合、実用新案権は最初から存在しないもともとなる。

■2013年6月13日改正法の施行後

- ●特許と実用新案のいずれか一方のみを選択すること。
- ●特許権を選択した場合、特許権の発生日より実用新案権が消滅し、実用新案権の消滅前の権利は依然として存在する。

2013年6月13日改正法の二重出願

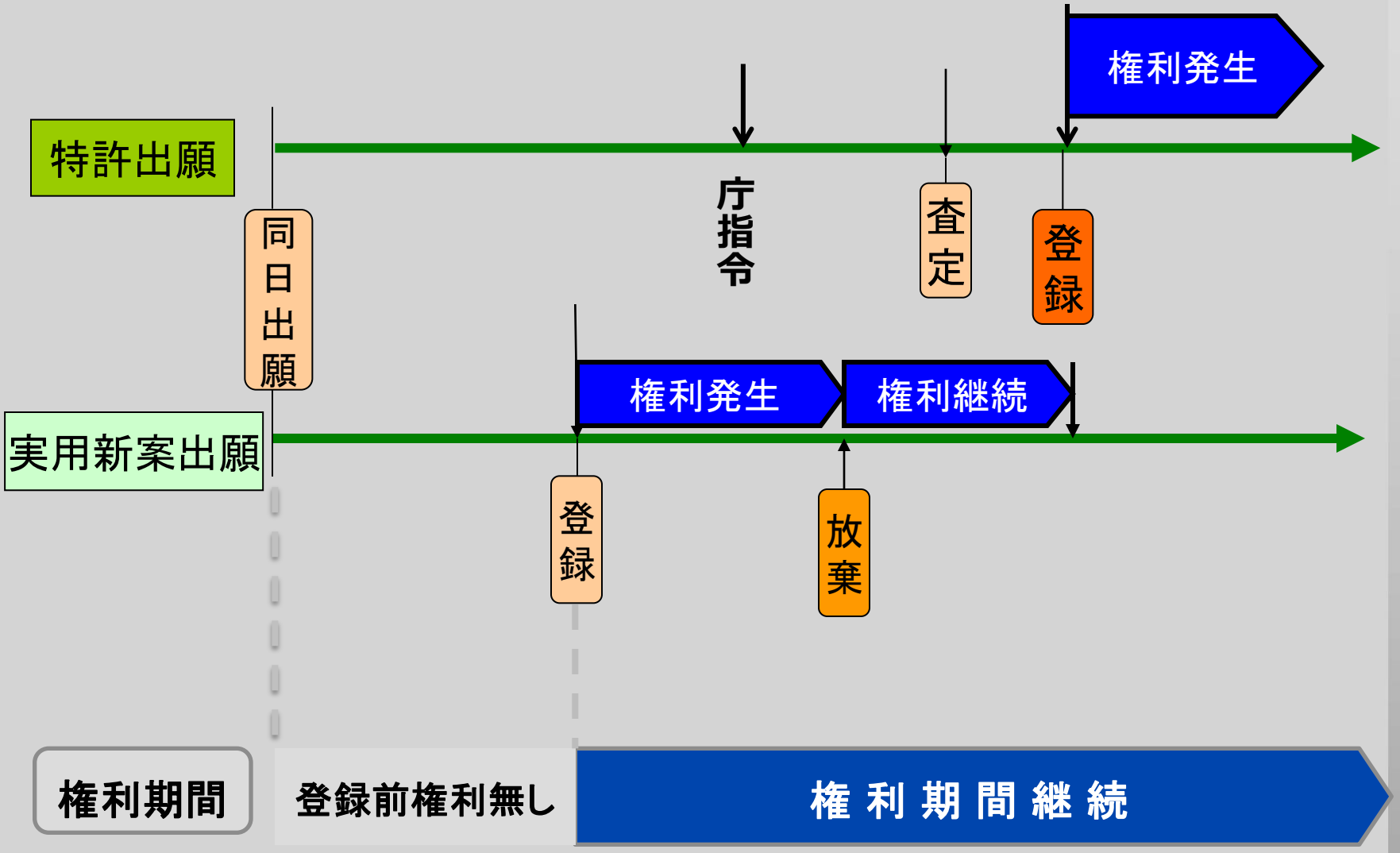

2013年6月13日法改正前の二重出願

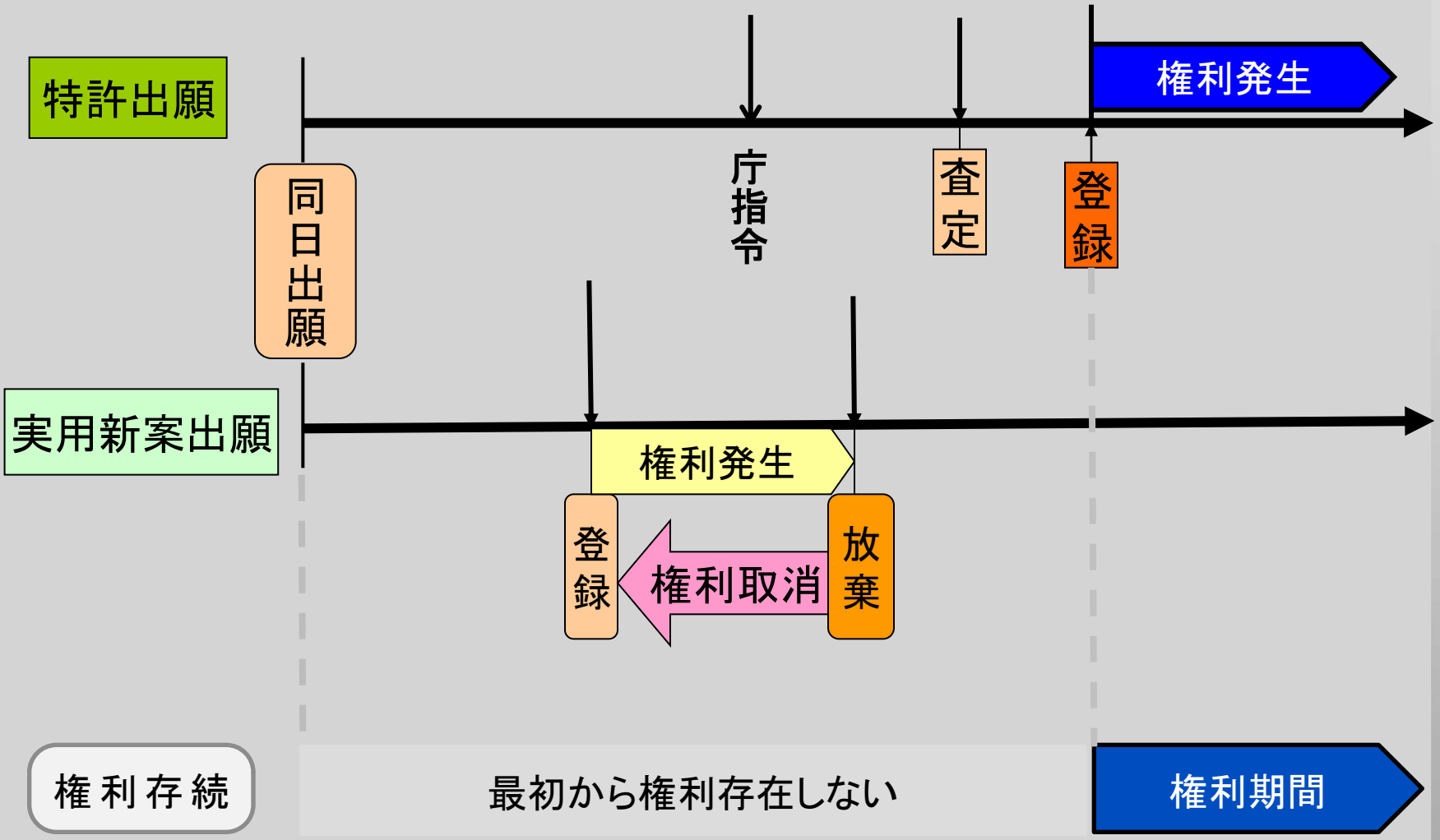

■2013年6月13日改正法による二重出願制度

●必要条件：

◆同一出願人、同一内容の発明、同日に特許と実用新案の両方に出願する。

◆特許出願と実用新案出願の両方の願書に二重出願したことを明記する（何れかの一方のみを記載、又は両方とも記載しない場合、特許出願には拒絶査定を受ける）。

◆2013年6月13日以降の新規出願のみが適用される。

◆特許権を選んだ場合、特許出願の特許公報が発行されるまでに実用新案権を存続させなければならない（実用新案権が存続していない場合、特許権が与えられない）。

■権利行使（2013年6月13日改正の特許法第41条第3項）

●実用新案権と特許の補償金請求権のいずれか一つの権利のみを行使することができる。

特許の補償金請求権：特許出願が公開してから特許権が発生するまでの間の権利侵害者に対する賠償請求権。

二重出願件数の推移

2013年6月から2015年12月まで

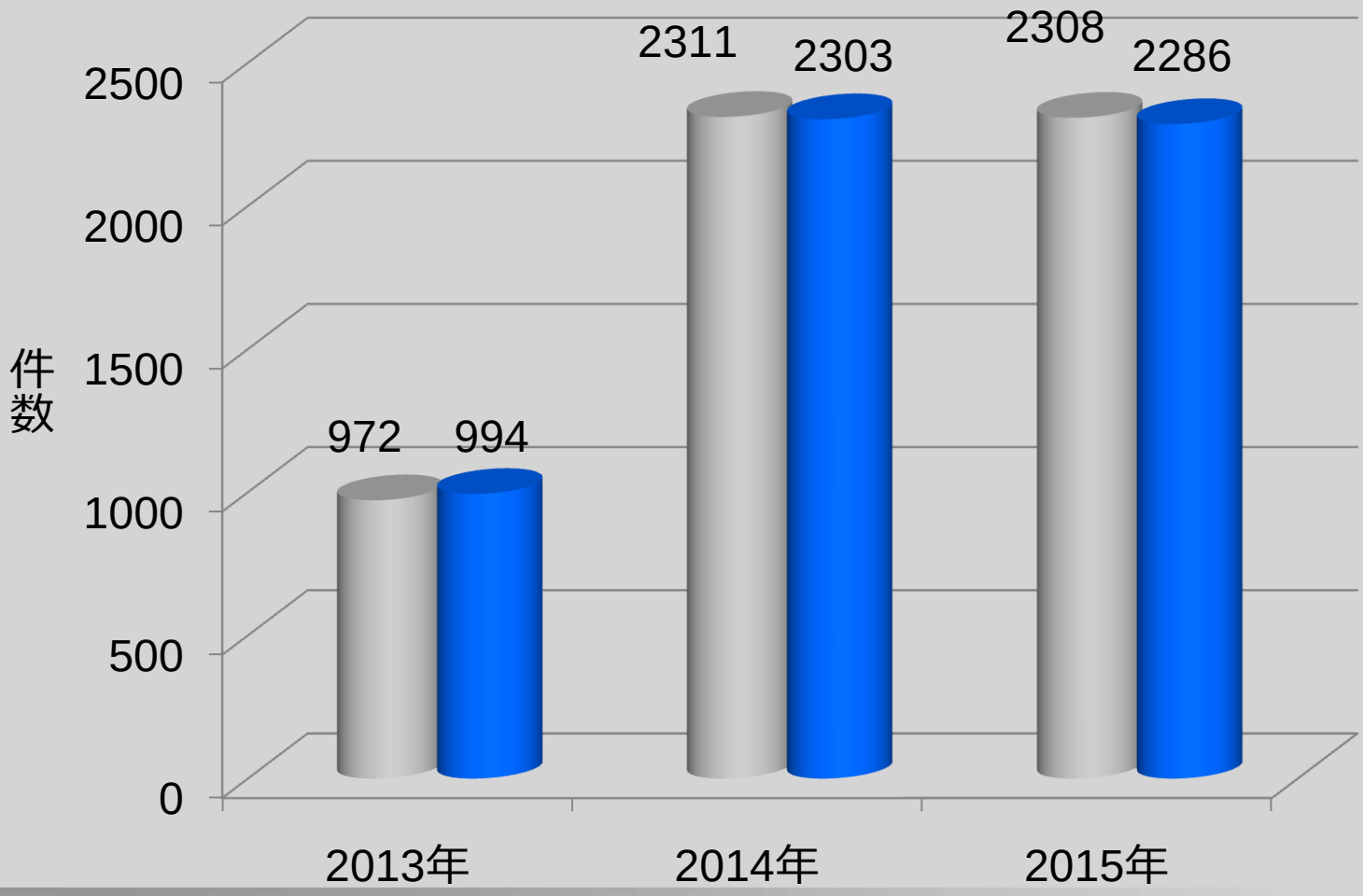

2014年全体の特許と実用
新案出願件数：69866件
二重出願件数：　4614件
二重出願の割合：6.6%

2015年全体の特許と実用
新案出願件数：65819件
二重出願件数：　4594件
二重出願の割合：7%

特許出願
実用新案出願

2013年から2015年までの二重出願の特許出願の件数トップ4カ国

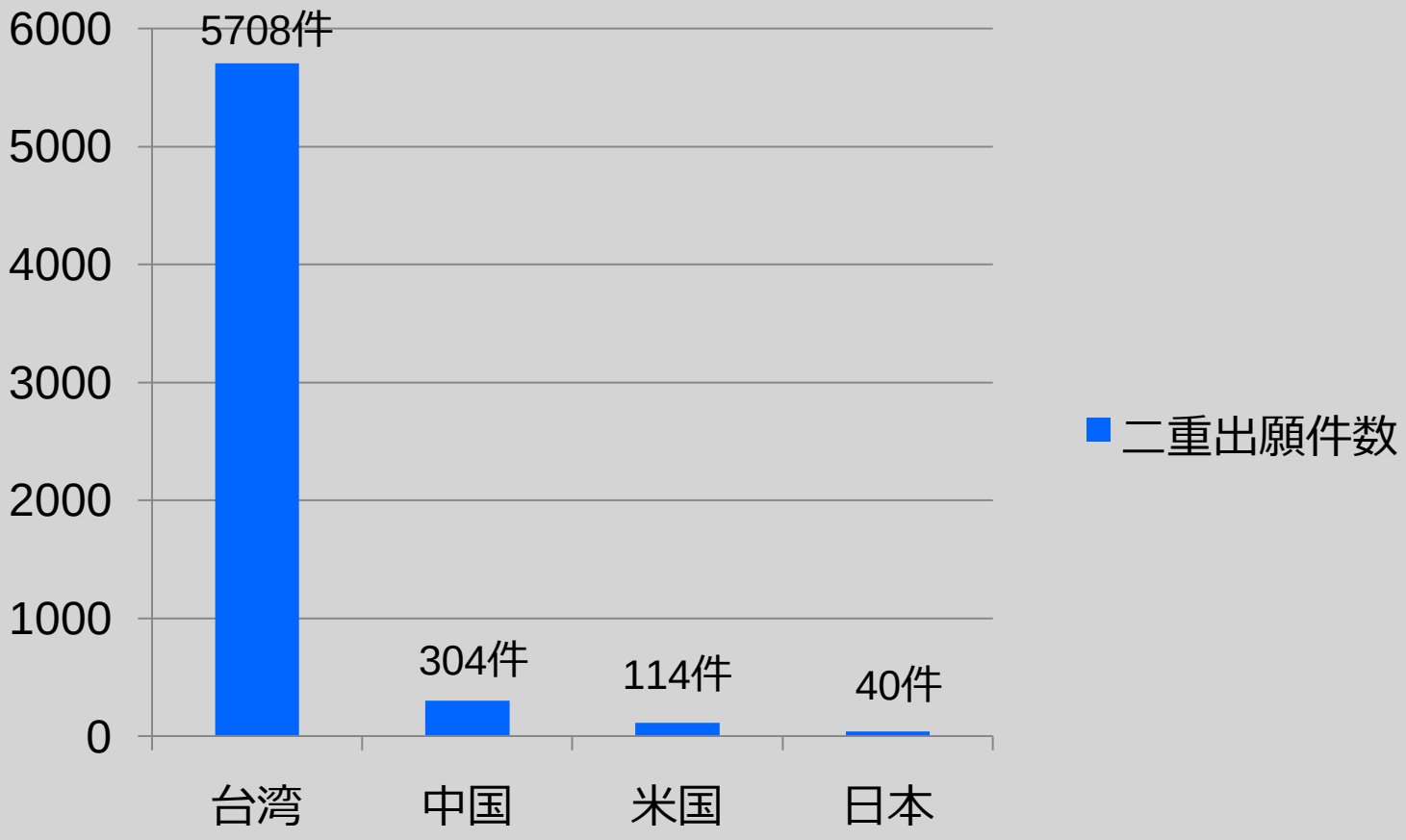

二重出願のメリット

■早期権利化

- 特許出願と同じクレームの実用新案出願は約3ヶ月で登録される。通常の特許出願は審査請求してから約23ヶ月で登録される。二重出願により特許出願と同じクレームの権利は二重出願の実用新案権により早期に権利化される。
- 製品に登録番号を早期に表記できる。

■権利期間が長くなる

- 特許権の存続期間は出願日より20年をもって終了、実用新案権の存続期間は出願日より10年をもって終了し、早期に権利が発生すると、権利を持っている全体の権利の期間が長くなることとなる。

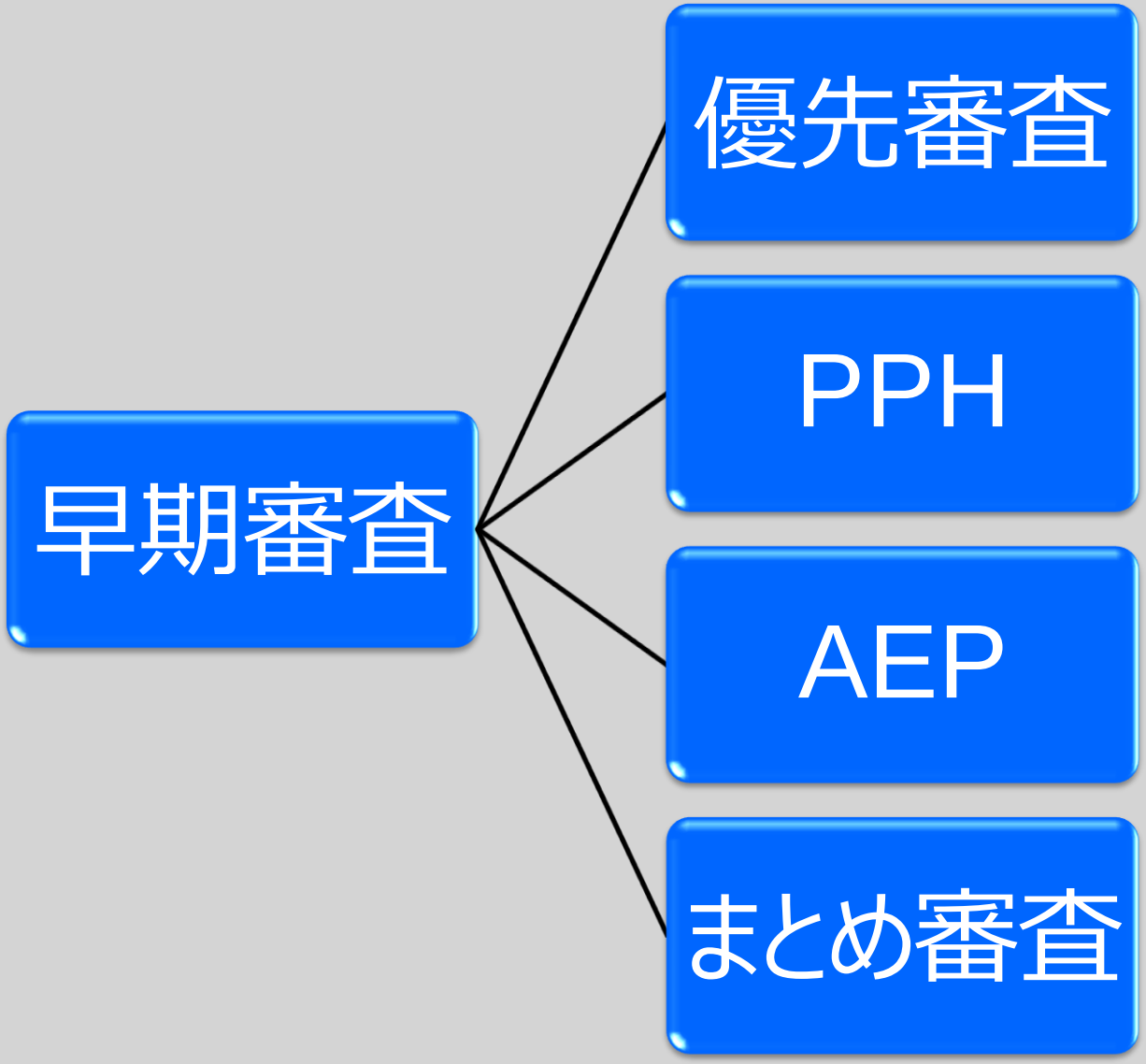
早期審査
優先審査
PPH
AEP
まとめ審査

優先審査

■２００２年から導入された制度

●優先審査の要件

1、公開公報が発行済み

2、審査請求済み

3、出願人以外の第三者による商業上の実施行為

●申請できる人⇒出願人、第三者（実施者）

●提出書類⇒商業上の実施行為を証明する書類

（例えば、カタログ）

特許審査ハイウェイ試行プログラム

- 締結国：米国、日本、スペイン、韓国
- 日台特許審査ハイウェイ試行プログラム
  (Patent　Prosecution　Highway　略称ＰＰＨ)
- 2012年5月1日より2年間を試行期間としてＰＰＨ試行開始
- 2014年5月1日より3年間を試行期間としてPPH MOTTAINAI
  試行プログラム開始。
  2017年5月1日よりさらに3年間延長する
- 適用対象
  特許出願 ⇒ 適用可能
  実用新案出願、意匠出願 ⇒ 適用不可
- 請求できる時期
  ◆ ＰＰＨの請求可能期間 ⇒ 審査着手通知を受けてから
  1回目審査意見通知発行前まで。
  ◆未公開の場合 ⇒ 2016年4月1日以前早期公開請求必要
  2016年4月1日以後早期公開請求不要
  ◆審査着手通知受領後

■申請要件

（a） PPHを申請する台湾出願及び対応日本出願について優先日又は出願日の内、最先の日付が同一であること。

（b）対応日本出願の請求項の中に特許可能と判断された請求項を有すること。

（c）台湾出願のクレームと対応日本出願の特許可能と判断されたクレームとは完全に一致すること。

■提出書類

（1）対応日本出願の特許査定クレーム。

（2）対応日本出願の全ての審査意見通知書。

（3）日本審査官に引用された全ての文献。

（4）台湾出願と対応日本出願のクレームの対応関係を示す書面。

◆上記の1）、2）及び3）の中文訳又は英文訳を提出する。

➢実務上 ➡ 審査官はＪＰＯ　ＡＩＰＮから入手でき、提出不要。

➢審査官から要求された時提出しなければならない。

◆特許庁手数料：無し

PPH申請実例　1

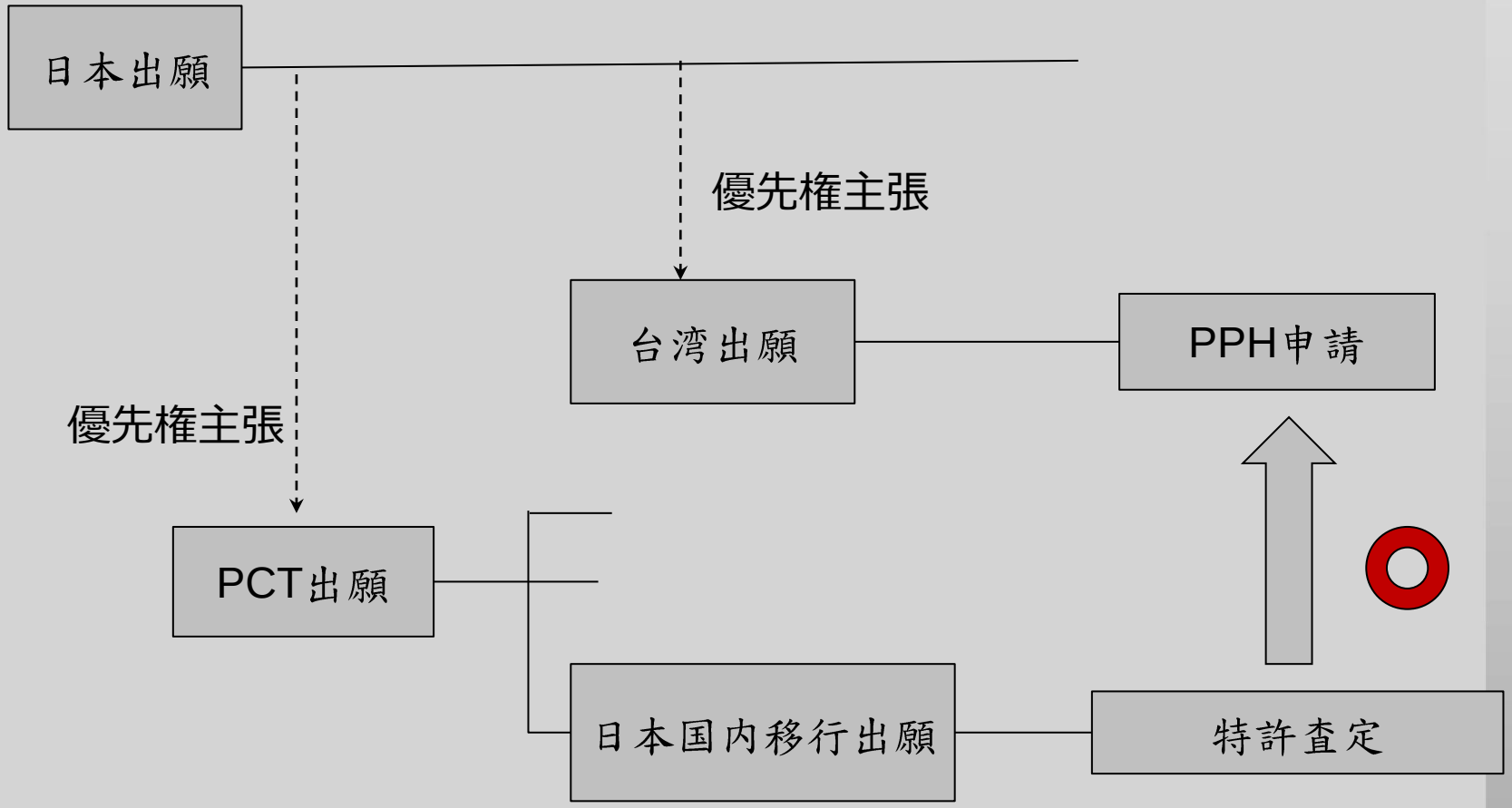

申請要件を満たしている：PCT日本国内移行出願の優先日　＝　台湾出願の優先日

PPH申請実例　2

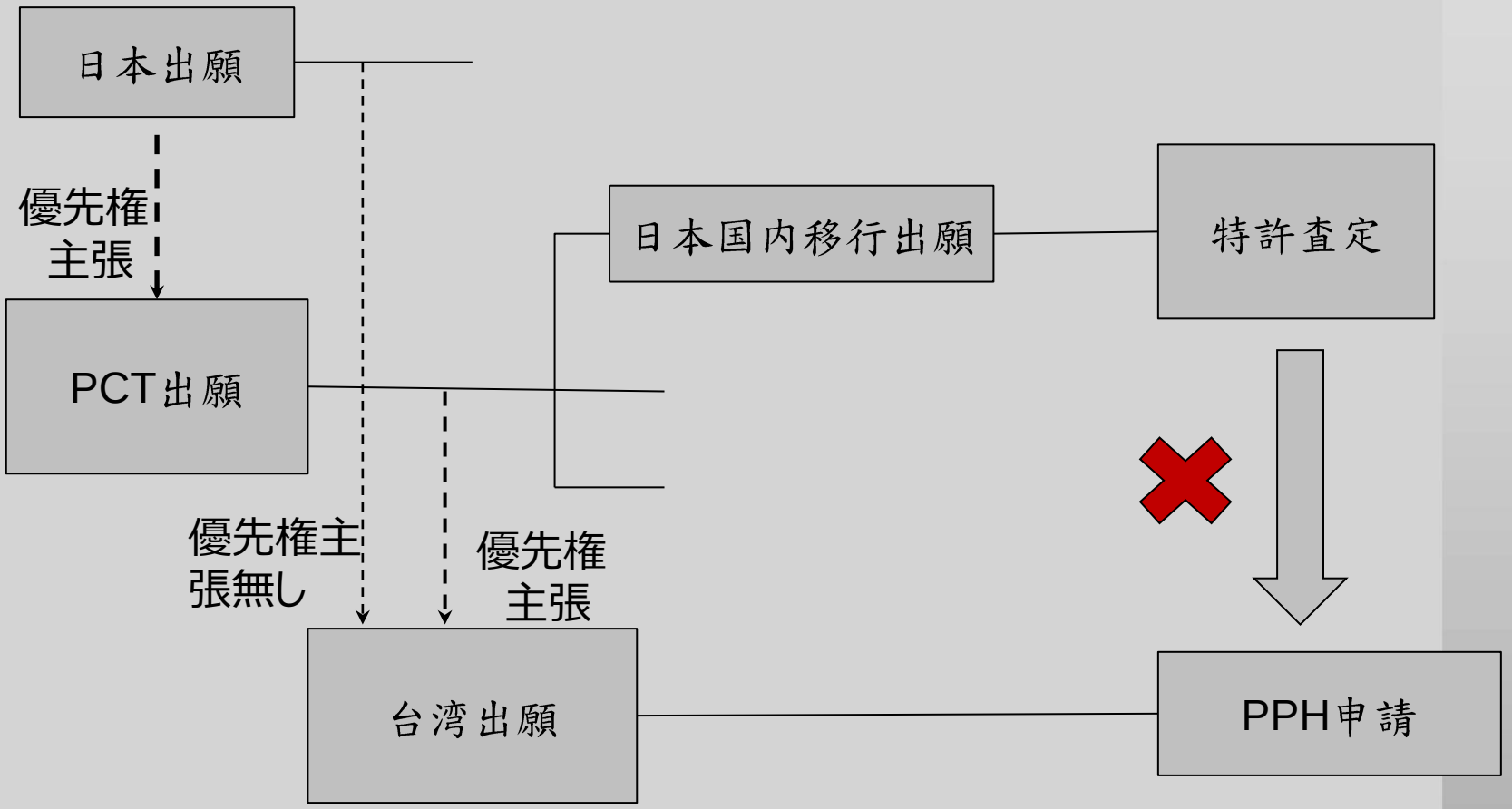

PPH申請要件を満たさない：PCT日本国内移行出願の優先日 ≠ 台湾出願の優先日

特許審査ハイウェイ申請件数統計

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
米－台	39	252	271	321	327	343
日－台		208	493	515	523	455
スペイン－台			0	1	0	0
韓－台					6	20
合　計	39	460	764	837	856	818

単位：件数

PPH申請の全体件数の推移

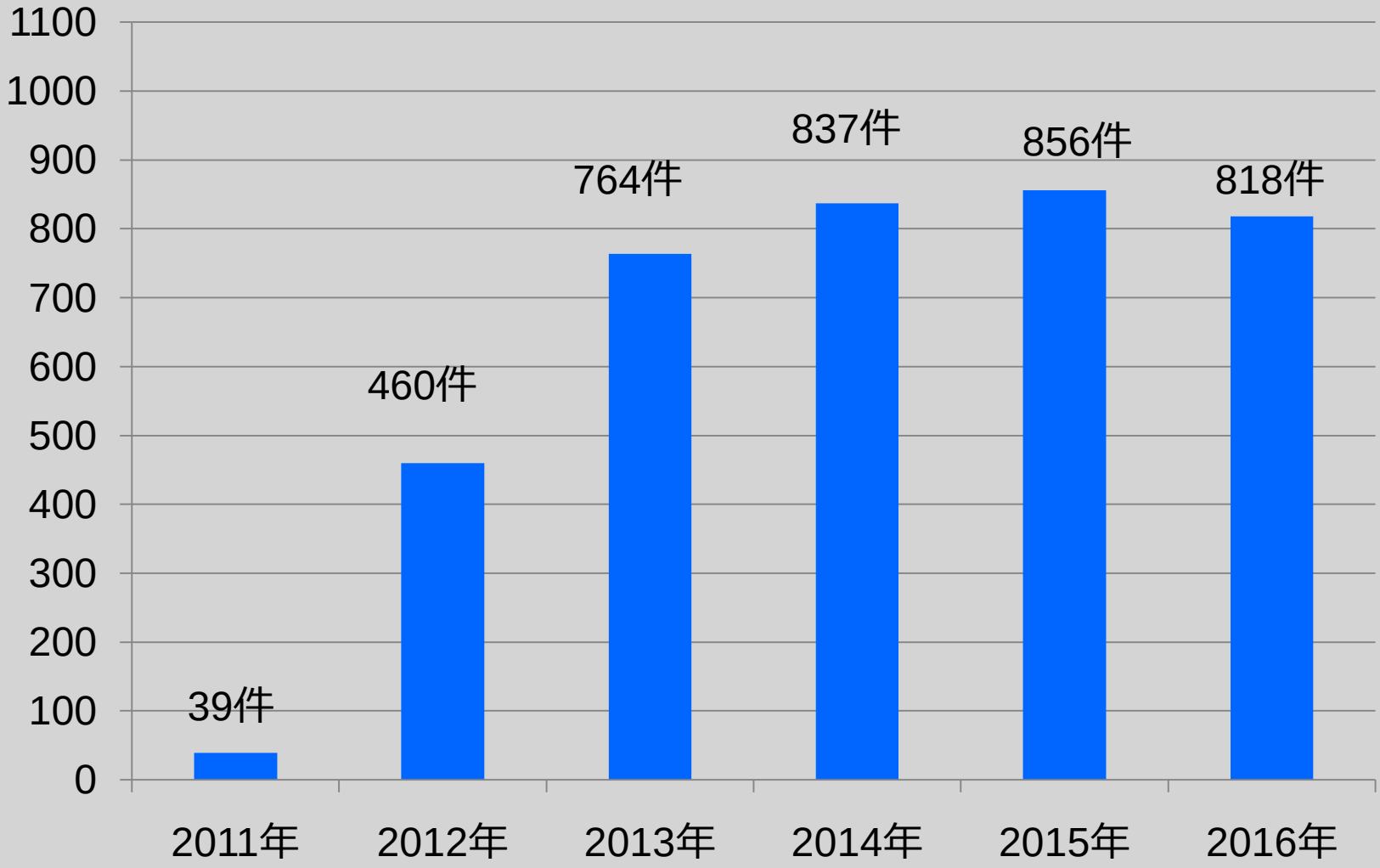

特許審査ハイウェイ申請案件統計データ

	ＰＰＨ申請の案件	通常審査の案件
特許査定率	95.6 ％	76.7 ％
ＯＡ無の特許査定率	38.2 ％	7.1 ％
1回目のＯＡが発行するまでに要する平均期間	1.6ヶ月	10.6ヶ月
特許査定までに要する平均期間	5.9ヶ月	18.2ヶ月

特許査定率＝（特許査定件数）／（特許査定件数＋拒絶査定件数）
ＯＡ無の特許査定率＝ＯＡ無特許査定件数／全査定件数
2016年7月～12月までの統計

加速審査（Accelerated Patent Examination Program 略称AEP）

２００９年１月１日より試行
２０１０年１月１日より正式施行

■請求できる時期

- 審査開始通知書（審査着手通知書）受領後
- 2016年4月1日以前 ➡ 公開公報の発行が必要
  2016年4月1日から ➡ 公開公報の発行が不要

■事由

1・台湾出願の対応外国出願が特許された場合

2・日本、米国、欧州の特許庁から審査意見通知書が発行された場合

3・出願人による商業上の実施に必要な場合

事由4・グリーン技術に関連する出願
（２０１４年１月１日から導入された事由）

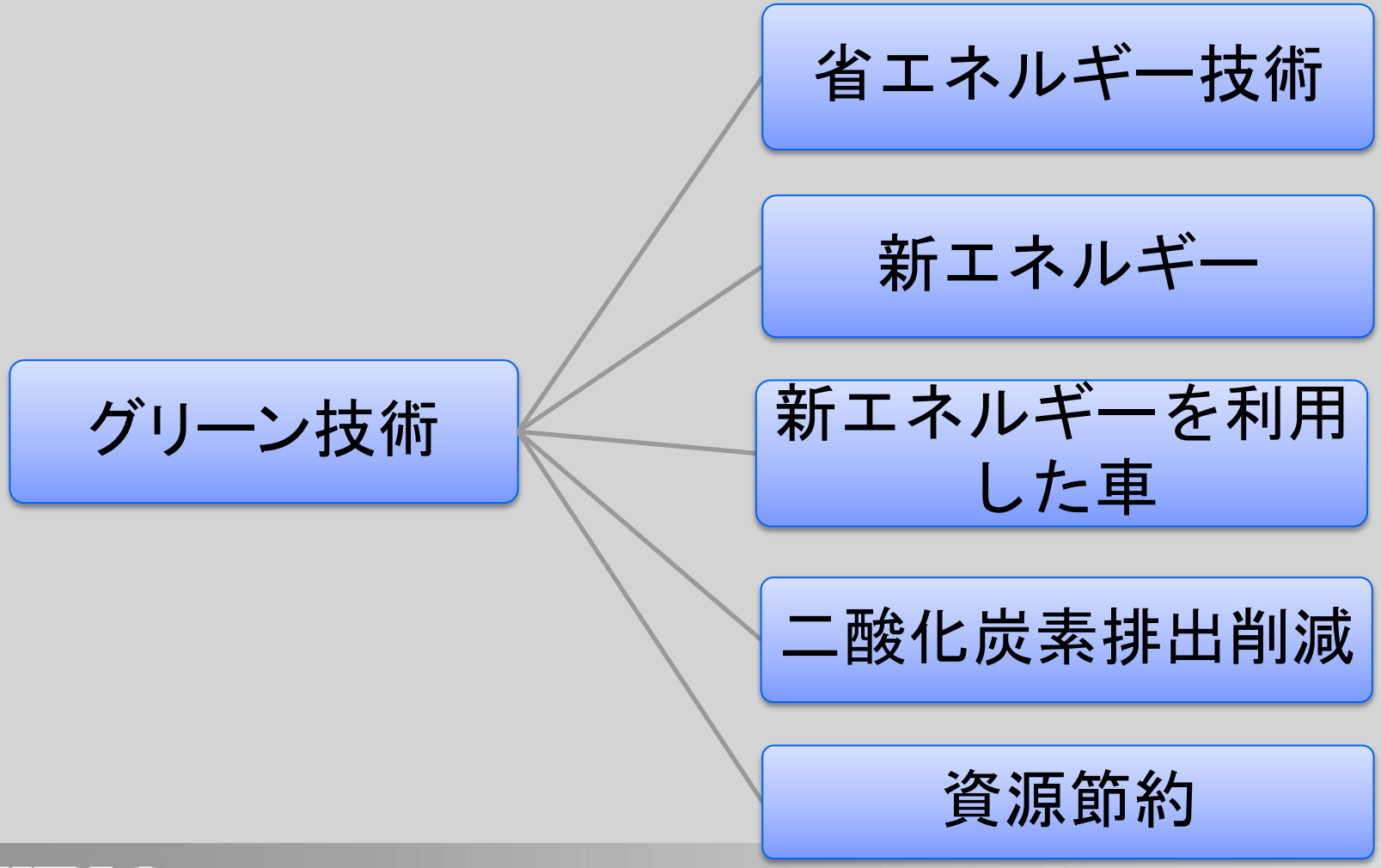

■ＡＥＰの提出書類

➢事由1で申請する場合

- クレームを含む特許公報（又は特許査定書とクレーム）
- 拒絶理由通知書、意見書、サーチレポート
- 両者のクレームの相違点の説明
- 特許公報以外の引用文献
- 特許庁手数料：無料

➢事由2で申請する場合

- 対応外国出願のクレーム
- 拒絶理由通知書、意見書、サーチレポート
- 両者のクレームの相違点の説明
- 特許公報以外の引用文献
- 特許庁手数料：無料

➢事由3で申請する場合

・商業上の実施行為を証明する書類

➡ 契約書、カタログ等

・特許庁手数料ＮＴ＄　4,000を納付する

➢事由4で申請する場合

・グリーン技術の説明書

・特許庁手数料ＮＴ＄　4,000を納付する

ＡＥＰの申請件数統計

年 / 事由	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
事由1	1269	1166	831	670	489	388	227
事由2	27	29	34	26	24	21	11
事由3	141	181	176	206	168	145	155
事由4					46	36	27
合計	1437	1376	1041	902	727	590	420

事由1・台湾出願の対応外国出願が特許された場合。
事由2・日本、米国、欧州の特許庁から審査意見通知書が発行された場合。
事由3・出願人による商業上の実施に必要な場合。
事由4・グリーン特許

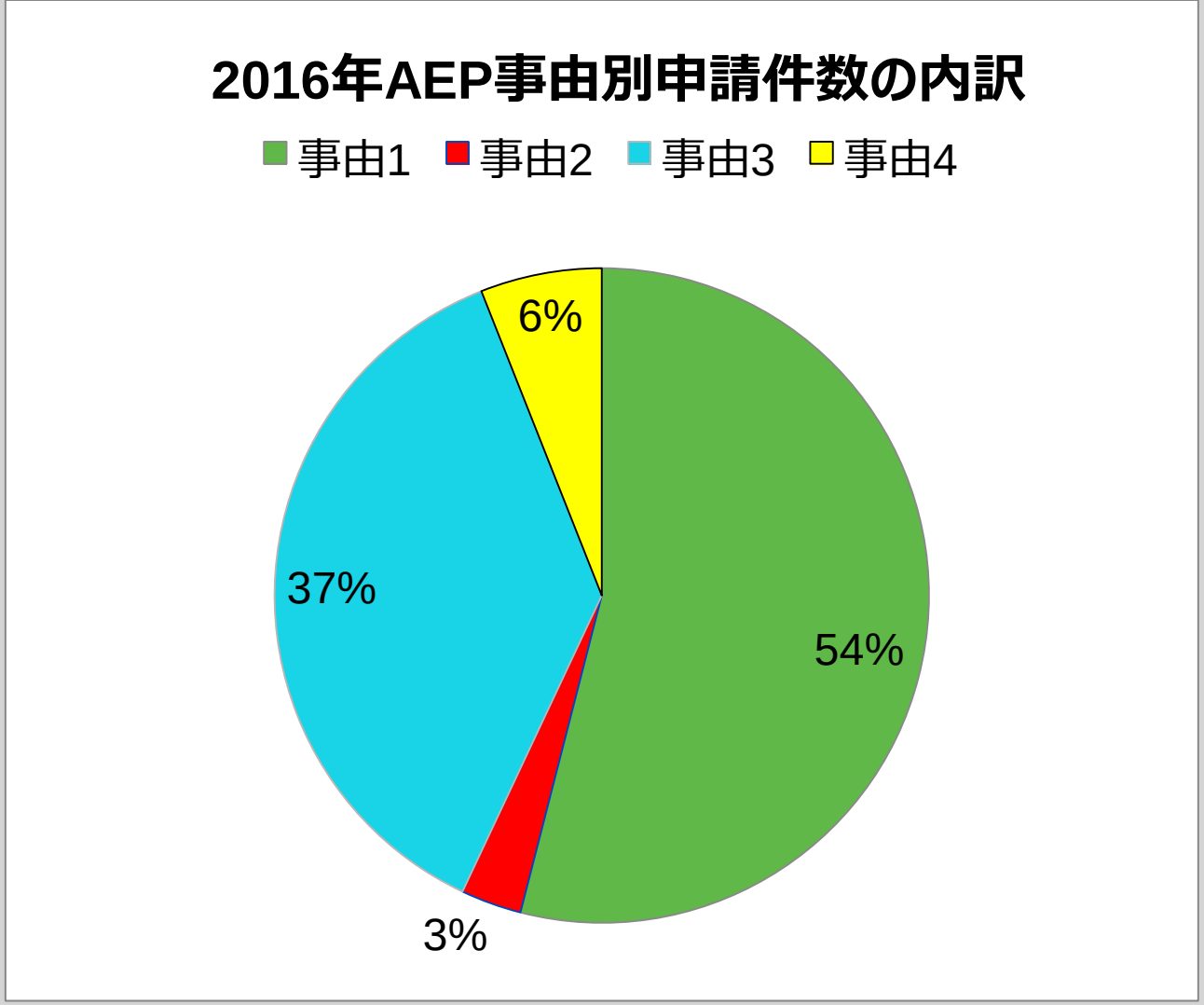

事由1・台湾出願の対応外国出願が特許された場合。

事由2・日本、米国、欧州の特許庁から審査意見通知書が発行された場合。

事由3・出願人による商業上の実施に必要な場合。

事由4・グリーン特許

2010年から2016年までのAEP申請件数における申請人の国別割合

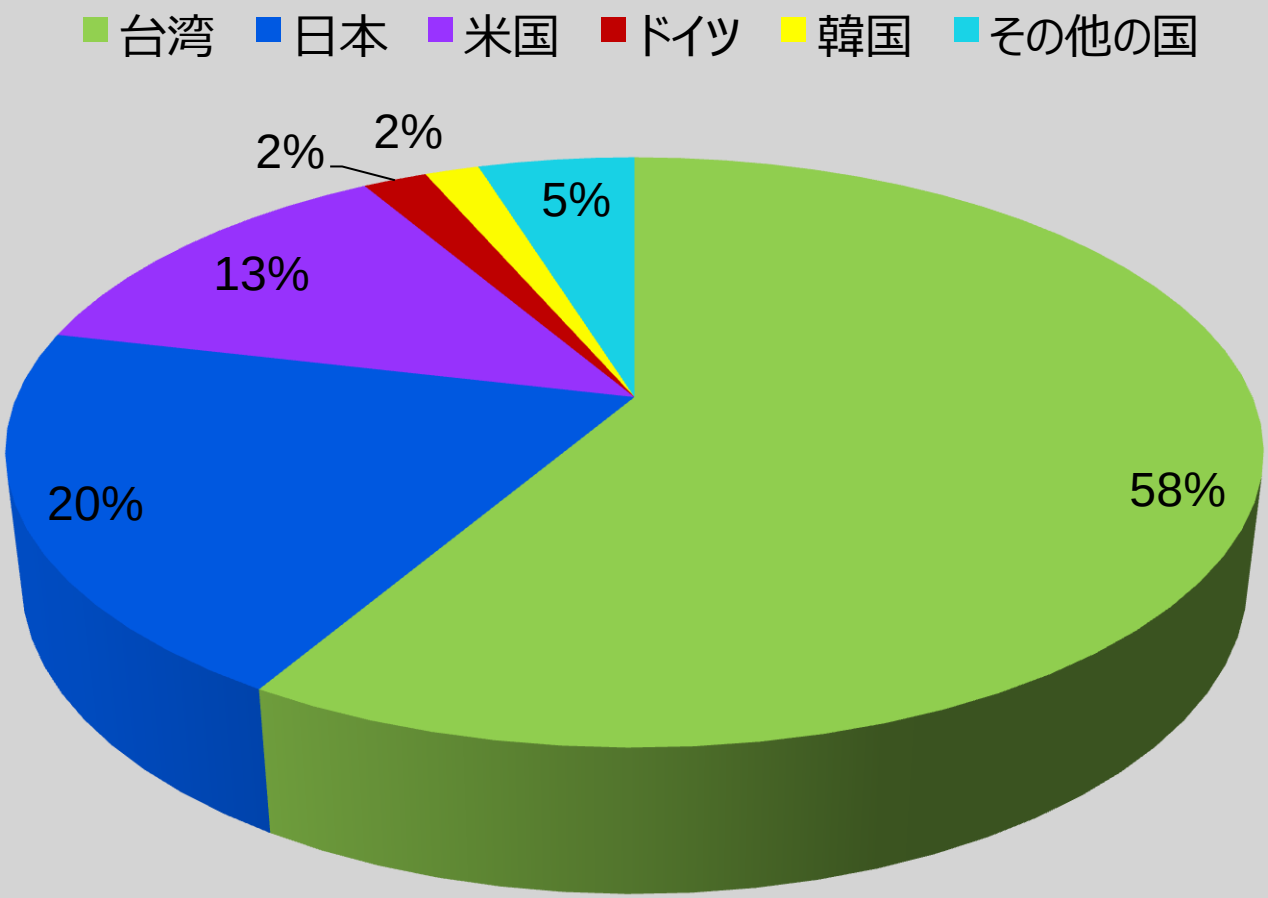

AEP申請案件の平均審査日数

申請事由	AEP申請案件	通常審査案件
事由1	71（日）	12ヶ月
事由2	79（日）	12ヶ月
事由3	134（日）	12ヶ月
事由4	102（日）	12ヶ月

AEP申請案件日数：AEP申請から初回OA発行までの日数
通常審査案件日数：実体審査請求から初回OA発行までの日数

（2016年12月までの間AEP申請案件による統計）

AEPとPPHの合計件数の推移

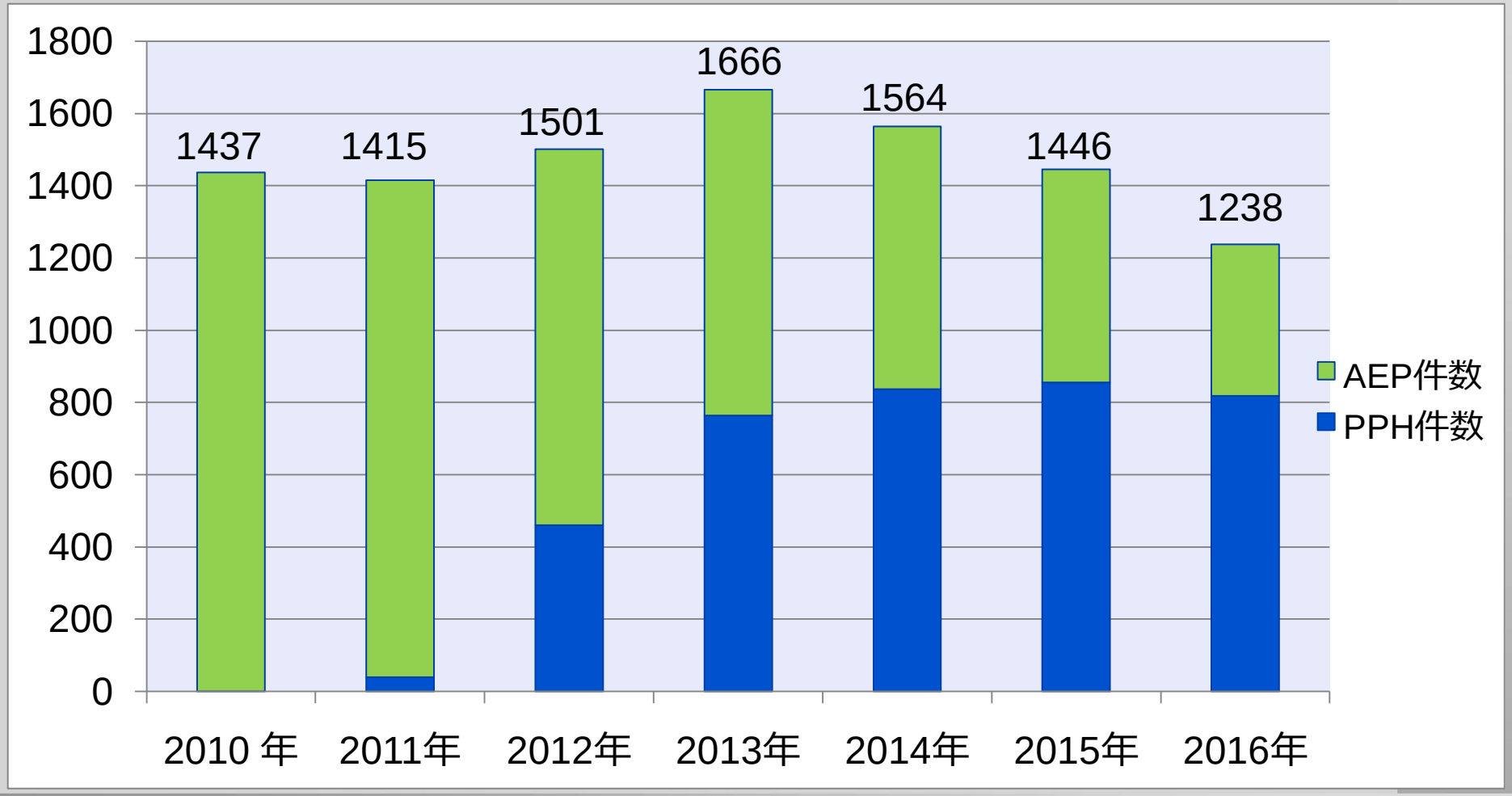

ＰＰＨとＡＥＰの応用実例

＜実例1＞優先権主張の基礎となる日本出願が日本で特許査定を受け、日本出願と同じクレームで台湾での特許を受けたい場合。

提案 ➡ ＰＰＨを利用する。

理由 ➡ ＡＥＰとＰＰＨの両方を利用できるが、ＰＰＨの審査期間がＡＥＰより短く、許可率が高い。

＜実例2＞優先権主張の基礎となる日本出願が日本で特許査定を受け、台湾出願が既に1回目の審査意見通知書が発行された場合。

提案 ➡ ＡＥＰを利用する。

理由 ➡ ＰＰＨの適用条件に合致しない。

＜実例3＞優先権主張の基礎となる日本出願がまだ特許査定を受けていないが、台湾出願のドイツ対応が特許査定を受けた場合。

提案 ➡ ＡＥＰを利用する。

理由 ➡ 台湾出願のドイツ対応出願が特許されれば、ＡＥＰを利用できる。ＰＰＨの適用条件に合致しない。

まとめ審査

■2012年10月1日より正式導入

■2013年5月10日に改正

●要点

- 同一技術の関連出願
- 審査請求済み
- 公開公報発行済み
- 審査意見通知書未発行
- 一度に申請できる案件数 ➡ 2件～10件
- 特許庁手数料は無し
- まとめ審査に入ってから3ヶ月以内、或いはまとめ審査中の審査官の指定期間内に意見書又は補正書を提出してから3ヶ月以内に審査結果を出す

●メリット

➢複数の関連出願について一度の面接にて内容を説明できる。

➢通常の出願より早期に審査結果が出る。

●利用現状

➢2013年01月01日から2013年12月31日まで

申請数 ➡ 4件

出願件数 ➡ 26出願

➢2014年01月01日から2014年12月31日まで

申請数 ➡ 1件

出願件数 ➡ 2出願

➢2015年01月01日から2015年月12月31日まで

申請数 ➡ 1件

出願件数 ➡ 4出願

➢面接を行った日から約30日で審査結果が発行される。

遅延審査制度

審査を遅らせたい場合 ⇒ 遅延審査を利用する

遅延審査制度の発効日 ⇒ 2015年4月1日
遅延できる期間 ⇒ 出願日より3年
適用対象 ⇒ 特許出願のみ
次の事情のいずれかがある場合、適用できない
⇒ 1、既に審査意見通知書または査定書を受けた場合
2、分割出願手続きを行った出願
3、第三者から実体審査を請求した出願
4、加速審査（ＡＥＰ）又は特許審査ハイウェーを申請した場合
注意事項 ⇒ 1、遅延請求書には審査再開の希望日を記入すること。
2、遅延審査請求の特許庁手数料：無料
2015年4月1日から2016年12月31日での申請件数：207件

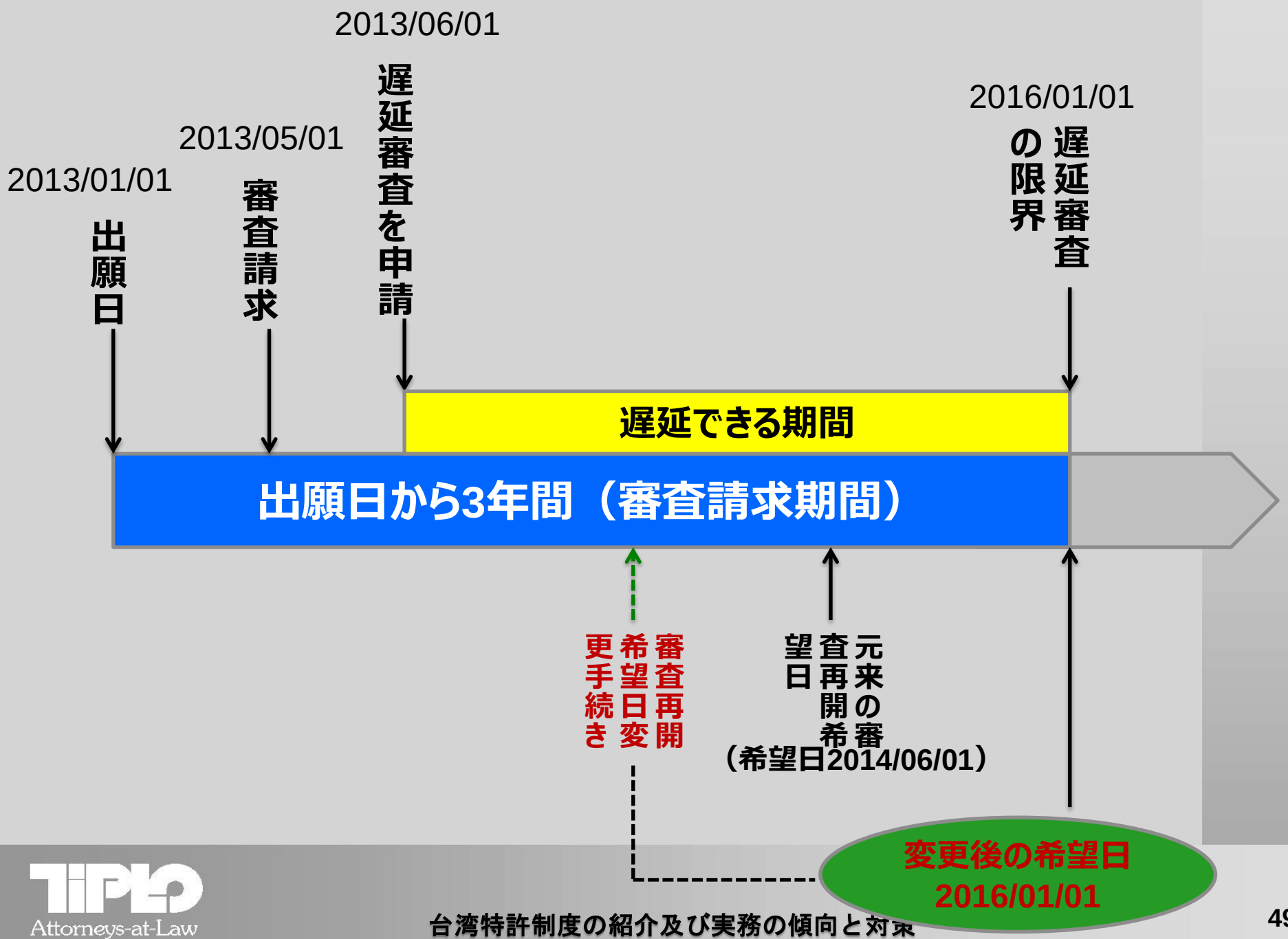
2013/06/01
遅延審査を申請
2016/01/01
遅延審査の限界
2013/05/01
審査請求
2013/01/01
出願日
遅延できる期間
出願日から3年間（審査請求期間）
審査再開希望日変更手続き
元来の審査再開希望日
（希望日2014/06/01）
変更後の希望日
2016/01/01

台湾へ出願する際の要注意事項

■PCT出願を台湾へ移行するのは可能か

●台湾はPCTに加盟していないので、PCT出願を台湾へ移行することができない。

対策： 1、PCT出願と同時に台湾へ出願する。

2、PCT出願に基づく優先権を主張して出願する。

➡ PCT出願に基づく優先権主張は認められるが、1年以内に台湾へ出願しなければならない。

■台湾に研究開発拠点を設け、台湾で開発した発明を台湾を第一国として出願した後、中国へ出願可能か

●台湾国籍でない出願人の場合、1年以内に台湾出願の優先権を主張して中国へ出願する場合、その優先権主張は認められない。

対策： ▲台湾特許法により台湾で開発された発明を台湾を第一国として出願する必要があるという規定はない。

▲台湾を第一国として出願せず、台湾以外の WTO加盟国を第一国として先に出願し、1年以内に当該WTO加盟国出願に基づく優先権を主張して台湾へ出願する ➡ この方法により中国へ出願する際の優先権主張の問題は解消できる。

■中国を第一国として出願した場合、出願人の国籍に関わらず、当該中国出願に基づく優先権を主張して台湾へ出願することができる。

第三者による情報提供制度

◆2013年前旧法 ➡ 関連条文無し
◆2013年改正法 ➡ 施行細則第39条に明文化された

■従来運用状況
- ➢第三者による情報提供可能。
- ➢提供者へ書類の受領を通知する。
- ➢提供の情報を審査の参考資料とする。

■2013年改正法における情報提供制度内容
- ➢特許庁の規定した申請書で情報提供を行う。
- ➢公開後、特許査定前までの間に行う。
- ➢情報提供があったことを出願人に知らせる。
- ➢提供された情報を特許庁のホームページに公開する

- 情報提供者の氏名、住所を申請書に記載する。
- 提供された情報を出願人に知らせず、公開させないことは可能➡公開しないことを申請書に記載する。
- ダミーで情報提供を行うことは可能。

■提出できる情報

- 意見書
- 特許付与すべきでない証明書類
- 証明書類を添付する理由書

■提供された情報の運用現状

- 弊所の扱った案件の統計により情報提供を受けた出願の7割において提供された文献を引例として利用された。

提供專利申請案審查參考資訊申請書

（本申請書格式、順序，請勿任意更動，※記號部分請勿填寫）

申請案號：　　※案　由：21500

一、發明名稱：

二、申請人：

姓名(公司名稱)：

地址：

三、附送書件：(不須填寫的部分可自行刪除)

（*個人資料保護注意事項：

申請人已詳閱申請須知所定個人資料保護注意事項，並已確認檢附之附件，不包含應予保密之個人資料；其載有個人資料者，同意智慧財產局提供任何人以自動化或非自動化之方式閱覽、抄錄、攝影或影印。）

- ☐ 1、申請書1份。
- ☐ 2、不具專利要件理由書一式2份。
- ☐ 3、引證資料一式2份。
- ☐ 4、他國專利局審查資料一式2份。
- ☐ 5、其他：

四、保密項目：

- ☐ 1、申請人姓名(公司名稱)、地址。
- ☐ 2、申請人提供之參考資訊。

四、公開しない項目：

1、提供者氏名、住所

2、提供の資料

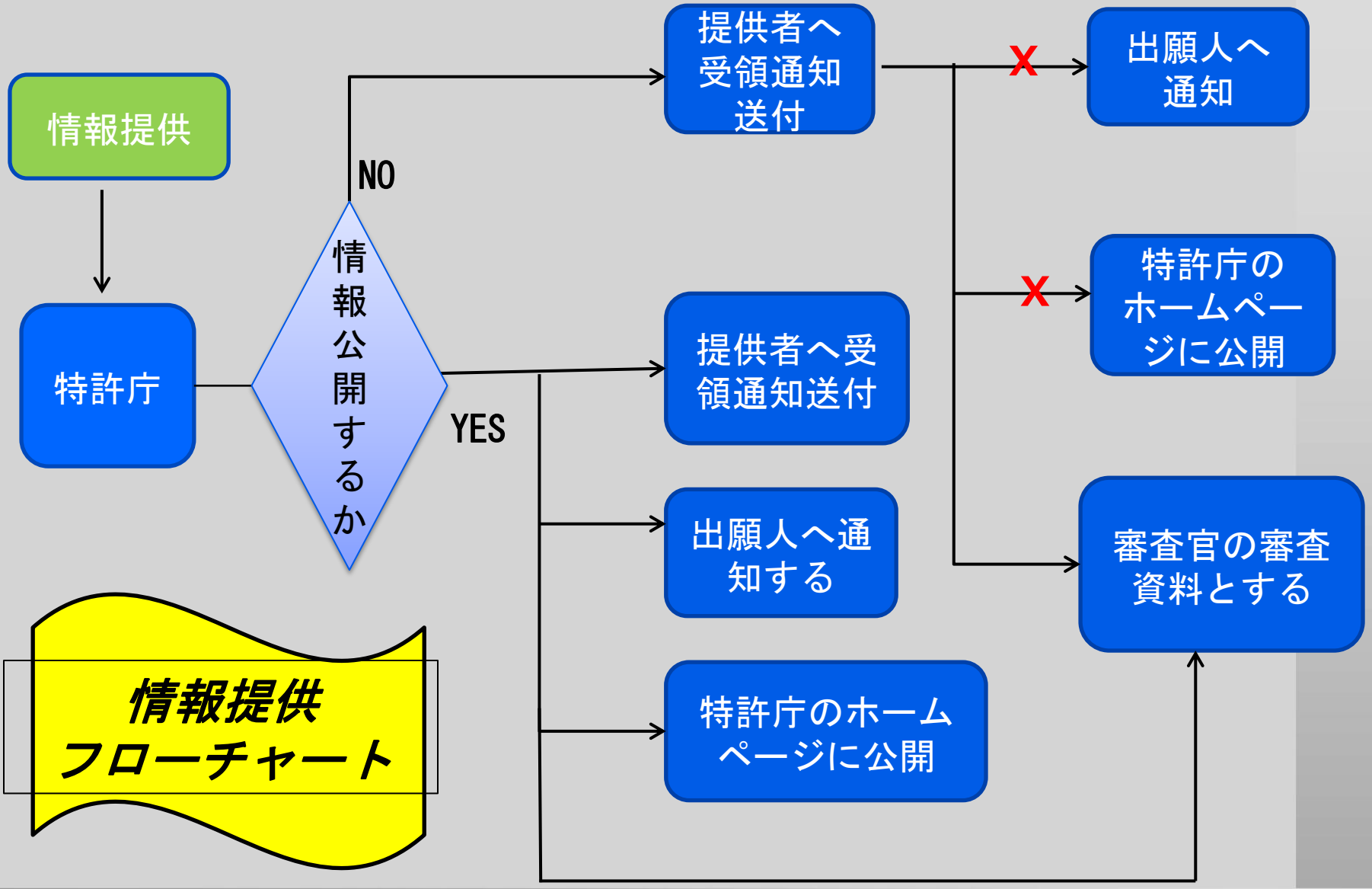
情報提供
特許庁
情報公開するか
NO
YES
提供者へ受領通知送付
出願人へ通知する
特許庁のホームページに公開
提供者へ受領通知送付
X
出願人へ通知
X
特許庁のホームページに公開
審査官の審査資料とする
情報提供フローチャート

日本と台湾の情報提供制度の比較

制度内容	日本	台湾
提供対象	特許、実用新案	特許
情報提供できる時期	出願した後、いつでも情報を提供することができる（登録後でもできる）	公開してから特許査定前まで
情報提供者へのフィードバック	有	無
匿名による情報提供（情報提供申請書に氏名、住所を記入しない）	可	可
提出方法	郵送、オンラインでの情報提供が可能	郵送
政府料金	無	無

公告の繰延制度

公告制度 ➡ 特許、実用新案、意匠出願が特許査定を受け、登録料を納付すれば、公告される。
特許権又は登録権は公告日より発生される。

公告の繰延 ➡ 公告の時期を延ばすことができる
従来 ➡ 3ヶ月間の公告の繰延
2016年3月9日から
➡ 6ヶ月間の公告の繰延

メリット ➡ 発明又は創作の内容を暫く秘密にできる
デメリット ➡ 権利の発生は遅くなる

適用現状 ➡ 意匠出願が適用される割合が高い。

御清聴有難うございました

台灣國際專利法律事務所
TIPLO Attorneys-at-Law / also Taiwan International Patent & Law Office
Since 1965
事務所:
台湾 10409 台北市 南京東路二段125号 偉成大樓 7F
P.O.BOX 39-243 E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
http: //www.tiplo.com.tw
Tel: 886-2-2507-2811 Fax: 886-2-2508-3711, 2506-6971

東京連絡所:〒160-0022
日本国東京都 新宿区新宿2-13-11 ライオンズマンション新宿御苑前第二 506号
Tel: 81-3-3354-3033 Fax: 81-3-3354-3010